石嵜・山中総合法律事務所　労働法セミナー

令和７年 10 月１日施行
改正育児介護休業法の概要と
就業規則作成上の留意点

仕事と育児・介護の両立支援は、優秀な人材の離職防止や労働者のエンゲージメントと労働生産性の向上、さらには、ステークホルダーからの評価の向上という観点で企業側にもメリットをもたらすものであり、各企業にとっても重要な経営課題の一つといえます。

今回は、令和７年 10 月１日に施行される「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」を中心に皆さんと学んで行きたいと思います。

日時　令和７年９月 25 日（木）
午後３時～５時

講師　弁護士　山中　健児
（石嵜・山中総合法律事務所代表弁護士）

開催方法　WEB 開催
（Microsoft Teams meeting を使用）

定員　100 名

対象者　企業の経営者、人事担当者、現場管理職

参加費　5,500 円（税抜 5,000 円）
※石嵜・山中総合法律事務所の顧問先企業は１社あたり４名様まで無料とさせて頂きます。

申込方法　以下のリンク先よりお申し込みください（申込み〆切り９月 19 日（金））。
https://forms.office.com/r/AactQnNvcY

【講義プログラム】

１．令和６年改正育児介護休業法の概要
（１）令和７年４月１日施行
（２）令和７年 10 月１日施行
２．柔軟な働き方を実現するための措置等
（１）育児期の柔軟な働き方の実現措置
・講ずべき選択肢
・各規定例とそのポイント
（２）個別の周知・意向確認
３．仕事と育児の両立と個別意向聴取・配慮
(1)　個別の意向聴取
・妊娠出産等の申出時
・子が３歳になる前の個別の意向聴取
(2)　聴取した労働者の意向についての配慮
４．最後に
・仕事と育児の両立支援　・実務上の留意点
５．まとめと質疑応答

【次回以降の開催予定】令和７年 10 月 29 日（水）、12 月３日（水）いずれも午後３時～5 時